

料金プラン解説書

でんき放題600(九州) 用

実施日:2020年8月1日

改定日:2022年10月1日



アストマックス・エネルギー株式会社

当社がお客さまに低圧の需要に応じて、送配電事業者の託送供給等約款(以下「託送約款」といいます。)に定める託送供給により、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この料金プラン解説書(以下「解説書」といいます。)によります。なお、本解説書に記載のない事項については電気需給約款【低圧】九州電力管内 に準じます。

本解説書の変更・廃止

(1) 当社は、本解説書を変更・廃止することがあります。

(2) 当社が、本解説書を変更・廃止する際には、変更後の約款または廃止予定日を当社のホームページまたはその他の当社が適切と判断した方法を通じて周知するものとします。

(3) 本解説書が廃止された場合、当社がお客さまに対して供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付等を実施する際は、電気需給約款【低圧】九州電力管内 第2条(約款の変更)に準じます。

販売実施期間

本解説書の料金プランの販売期間の定めはございません。

定義

次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。ただし、下記に定めのない言葉については、一般送配電事業者の定める約款等に準ずるものとします。

(1) 低圧: 標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。

(2) 電灯: LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます)をいいます。

(3) 小型機器: 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力: 電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備: 契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器: 契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約容量: 契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(8) 契約電力: 契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金: 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(10) 燃料費調整額: 詳細は、電気需給約款に定める通りといたします。

(11) 一般送配電事業者

電気事業法第2条1項第9号に定める一般送配電事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(12) みなし小売事業者

九州電力株式会社をいいます。

(13) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。

(14) 託送供給等約款

電気事業法第18条に規定され、一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

(15) 接続供給

一般送配電事業者が当社から受電し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の一般送配電事業者の供給区域内の場所において、当社の小売電気事業への電気の供給の用に供するための電気を当社に供給することをいいます。

(16) 接続供給電力量

一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(17) 夏季: 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(18) その他季: 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(19) 個別条件: 契約書または契約内容を記載した書面に定める個別の電力需給条件をいいます。

需給契約の成立及び契約期間

(1) 需給契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに、約款の規定を契約条件として、成立いたします。

(2) 契約期間は、お客様の申込日から、1年間といたします。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、お客様、または当社的一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、電力需給契約は、自動延長されるものとします。

(3) 契約期間満了後は、ブライトプランまたはスマートプランが適用になります。新しい金額については、別途、当社ホームページへの掲載等でお知らせします

(4) 前項の説明および契約期間延長時の交付の方法として、当社は、電磁的方法を用います。この電磁的方法とは、お客様の電子メールアドレスに電子メールにより送信する方法、または当社所定のホームページに掲載する方法によるものとします。但し、当社が書面を交付することを妨げるものではありません。

プラン名称: でんき放題600(九州)

(1) 適用範囲

九州電力管内での電灯または小型機器を使用する需要で、イ、ロのいずれか及びハに該当するものに適用いたします。

イ. 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ. 契約容量が50キロボルトアンペア未満であること。

ハ. 1需要場所において、動力を使用する需要(交流3相3線式標準電圧200ボルトで電気の供給を受けるものをいいます。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトで電気の供給を受けるものをいうことがあります。)に対する契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社および一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツ(北海道電力、東北電力、東京電力管内)及び、60ヘルツ(その他地域)といたします。また、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流について

イ. 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。

ロ. 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)、または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 契約容量について

契約容量の値は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 契約電力について(実量制の場合)

契約電力はイまたはロのいずれかによって定めます。ただし、イまたはロのいずれにも算定によりがたい場合は当社との協議によって定めます。

イ. 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

①新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から電気の供給を受けたものとみなします。この場合、契約電力決定上の必要事項は、お客さまより申し出ていただきます。

②契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回る場合は、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

③契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ. 契約主開閉器により契約電力を定めることとし、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1000

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

(4)電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および別表3.(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(2)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします(消費税込み)。但し、解説書に記載の電気料金の合計と個別条件記載の電気料金の合計に齟齬がある場合、個別条件記載の電気料金を優先いたします。

イ. 基本料金

契約電流、契約容量等に係る基本料金はありますが、定められた電力使用量までの定額料金があります。

毎月(検針日ベース)の電力使用量600kWhまで定額	12,000円
----------------------------	---------

ロ. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

600kWhを超えた使用量の1kWhにつき	26.50円
-----------------------	--------

解約金

解約金はございません。

別表

1. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算定

日割計算の基本算定は、次のとおりとします。

イ 基本料金、定額料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割する場合

1月の該当料金×日割計算対象日数/検針期間の日数

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

① 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

② 契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合。

① 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合。

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

② 契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合。

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

2. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数

ロ 前3ヶ月間の月間使用電力量による場合

前3ヶ月間の月間使用電力量／前3ヶ月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数

(4) 参考のために取り付けられた計量器の計量による場合

参考のために取り付けられた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量／{100パーセント+(±誤差率)}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ. 電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」という)を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

料金プラン解説書

続けてお得プラン(九州) 用

実施日:2020年8月1日

改定日:2022年10月1日



アストマックス・エネルギー株式会社

当社がお客さまに低圧の需要に応じて、送配電事業者の託送供給等約款(以下「託送約款」といいます。)に定める託送供給により、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この季節限定プラン解説書(以下「解説書」といいます。)によります。なお、本解説書に記載のない事項については電気需給約款【低圧】九州電力管内 に準じます。

本解説書の変更・廃止

(1) 当社は、本解説書を変更・廃止することがあります。

(2) 当社が、本解説書を変更・廃止する際には、変更後の約款または廃止予定日を当社のホームページまたはその他の当社が適切と判断した方法を通じて周知するものとします。

(3) 本解説書が廃止された場合、当社がお客さまに対して供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付等を実施する際は、電気需給約款【低圧】九州電力管内 第2条(約款の変更)に準じます。

販売実施期間

本解説書の料金プランの販売期間の定めはございません。

定義

次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。ただし、下記に定めのない言葉については、一般送配電事業者の定める約款等に準ずるものとします。

(1) 低圧: 標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。

(2) 電灯: LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます)をいいます。

(3) 小型機器: 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力: 電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備: 契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器: 契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約容量: 契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(8) 契約電力: 契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金: 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(10) 燃料費調整額: 詳細は、電気需給約款に定める通りといたします。

(11) 一般送配電事業者

電気事業法第2条1項第9号に定める一般送配電事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(12) みなし小売事業者

九州電力株式会社をいいます。

(13) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。

(14) 託送供給等約款

電気事業法第18条に規定され、一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

(15) 接続供給

一般送配電事業者が当社から受電し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の一般送配電事業者の供給区域内の場所において、当社の小売電気事業への電気の供給の用に供するための電気を当社に供給することをいいます。

(16) 接続供給電力量

一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(17) 夏季: 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(18) その他季: 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(19) 個別条件: 契約書または契約内容を記載した書面に定める個別の電力需給条件をいいます。

需給契約の成立及び契約期間

(1) 需給契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに、約款の規定を契約条件として、成立いたします。

(2) 契約期間は、お客さまの申込日から、1年間といたします。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、お客さま、または当社的一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、電力需給契約は、自動延長されるものとします。

(3) 契約期間満了後は、ブライトプランまたはスマートプランが適用になります。新しい金額については、別途、当社ホームページへの掲載等でお知らせします

(4) 前項の説明および契約期間延長時の交付の方法として、当社は、電磁的方法を用います。この電磁的方法とは、お客さまの電子メールアドレスに電子メールにより送信する方法、または当社所定のホームページに掲載する方法によるものとします。但し、当社が書面を交付することを妨げるものではありません。

プラン名称: 続けてお得プラン(九州)

(1) 適用範囲

九州電力管内での電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれにも該当するものに適用いたします。

イ. 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ. 1需要場所において、動力を使用する需要(交流3相3線式標準電圧200ボルトで電気の供給を受けるものをいいます。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトで電気の供給を受けるものをいいます。)に対する契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社および一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツ(北海道電力、東北電力、東京電力管内)及び、60ヘルツ(その他地域)といたします。また、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

イ. 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。

ロ. 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)、または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 契約電力(実量制の場合)

契約電力はイまたはロのいずれかによって定めます。ただし、イまたはロのいずれにも算定によりがたい場合は当社との協議によって定めます。

イ. 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

①新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から電気の供給を受けたものとみなします。この場合、契約電力決定上の必要事項は、お客さまより申し出ていただきます。

②契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

③契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ. 契約主開閉器により契約電力を定めることとし、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1000

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および別表3.(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(2)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします(消費税込み)。ただし、まったく電気を使用しなかった月の電気料金は基本料金の半額といたします。但し、約款記載の電気料金の合計と個別条件記載の電気料金の合計に齟齬がある場合、個別条件記載の電気料金を優先いたします。

イ. 基本料金

基本料金は、契約電流によって算定いたします。

契約電流 10アンペア	200.00円
契約電流 15アンペア	300.00円
契約電流 20アンペア	400.00円
契約電流 30アンペア	600.00円
契約電流 40アンペア	800.00円
契約電流 50アンペア	1,000.00円
契約電流 60アンペア	1,200.00円

基本料金割引として、原則3月、6月、9月、12月分の請求では基本料金が無料となります。

ロ. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

0キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時につき	19.50円
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	20.30円
300キロワット時超の1キロワット時につき	22.20円

解約金

解約金はございません。

別表

1. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算定

日割計算の基本算定は、次のとおりとします。

イ 基本料金、定額料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割する場合
1月の該当料金×日割計算対象日数／検針期間の日数

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

① 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

② 契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合。

① 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合。

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

② 契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合。

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

2. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数

ロ 前3ヶ月間の月間使用電力量による場合

前3ヶ月間の月間使用電力量／前3ヶ月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数

(4) 参考のために取り付けけた計量器の計量による場合

参考のために取り付けけた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量／{100パーセント+(±誤差率)}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ. 電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」という)を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。